

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成27年12月28日（平成27年（行情）諮問第787号）

答申日：平成28年5月16日（平成28年度（行情）答申第55号）

事件名：特定会社が提出した印紙税納付計器の指定に係る申請書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「印紙税法施行令第7条（計器の指定の申請等）特定法人が計器の指定の申請書を国税庁長官に提出し、国税庁長官が、特定法人に「その計器」を承認した通知書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年8月14日付け課消4-42により国税庁長官（以下「処分庁」、「諮問庁」又は「国税庁長官」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 裁判中、平成27年6月3日付けで突然、「行政文書開示請求書の補正の求め」（官公43）が異議申立人に送付され、異議申立人は「補正の求め」を受け取り直後、記載された連絡先・国税庁の当係に架電し、「お伝え頂いた補正は何故か。異議申立人は何も話をしていない。」と伝えると、「開示請求書の記載内容からである。特定法人であるから、個人情報に当たる。」と返答。

法2条2項に「この法律において行政文書とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」と規定されている。

国税庁長官の印紙税納付計器の指定申請書及び指定承認書は、行政文書で、個人の独自性を示す情報ではない。

「行政機関が保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る

審査基準 国税庁」(平成17年4月, 改正平成27年7月)に基づき, 国税庁は不開示決定(平成26年10月21日付け課消4-28, 以下「別件処分」という。)をした。したがって, 異議申立人が開示請求した文書の対象は, 行政文書であると国税庁は認識していた。

法10条1項「第4条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては, 当該補正に要した日数は, 当該期間に算入しない」は開示義務を示すものであり, 開示するための補正であり, 当然開示は不可欠条件である。

不開示決定を前提とし, 上記開示請求文書の対象は行政文書ではないと欺罔した補正要求において, 原処分は違法であると思料する。

国税庁は本件文書開示請求書の補正要求時, 平成26年9月22日開示請求書を提出する日前30日以内(補正書の提出は, 平成27年6月8日, 約9か月前)の住民票の写しの要求は, 不可能な要求である。補正期間を記し, 本人確認書類に, 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律13条2項に基づき, 開示請求当時の住民票の写しの提出の不可能な要求をした「本件補正の求め」(官公43)は, 新たな住民票の求めであり, 新たな開示請求であり補正とはいえない。

公に流通している日本政府の承認した印紙税納付計器の押印が, 国税庁長官に指定承認された印紙税納付計器によるものか否かを確定しない国税庁の不開示決定(別件処分)は不適法であり, 国税庁がそれを取り消した。国税庁は「補正の求め」(官公43)で, 当該法人の保有個人情報と変更させて, 新たな不開示決定(原処分)は, 当該法人の保有個人情報でもって適法化する都合である。国税庁に疑いを持たない, 情報開示の知識に浅い異議申立人を欺罔して, 国税庁が要求した「本件補正の求め」(官公43)は無効であり, 「本件補正書」も無効となる。

本件印紙税法施行令7条に基づき特定法人が計器の指定を受ける申請書とその承認の通知書の開示請求は, 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律の適用ではなく, 当該法人の印紙税納付計器指定申請書及び国税庁が作成する印紙税納付計器の指定の承認文書等が行政文書であり, 法が適用される。保険証券に, 公に当該納税証明の押印は, 個人の情報ではなく公益情報である。

当該法人の行使のために印紙税納付計器の指定申請書が不存在ならば, 特定県は, 当該法人の保険証券を偽造したという刑法に抵触する重大な犯罪を犯したと国税庁が証明する。

国税庁は, 特定県が当該法人の保険証券を偽造したという重大な刑法を犯す犯罪の存在証明を決する「国税庁管轄下の京橋税務署長が押印した当該法人の印紙税納付計器の不使用を表す文書」を, 国税庁が

調査・照会において、本件印紙税納付計器の指定の承認文書が存在か否かが判明する。

犯罪に係る本件印紙税納付計器の押印が、国税庁の当該計器の指定の承認をしたものか否かを、国税庁の責任において、明らかにする義務がある。

法1条の目的に、「政府の有するその・・・的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」と掲げている。

(印紙税法10条1項、印紙税法施行令7条、8条の条文の記載があるが、内容は省略する。)

イ 国税庁長官に印紙税納付計器の指定を申請し、承認される場合、2通りが考えられる。

①特定法人が納入し、指定を受けようとする印紙税納付計器の製造者の住所及び氏名又は名称の記載がある、当該法人が国税庁長官に提出した「当該印紙税納付計器の指定の申請書」及び国税庁長官が当該法人に通知した「当該印紙税納付計器の指定の承認書」(行政文書)が存在する。

②製造者自身が国税庁長官に提出した、指定を受けようとする印紙税納付計器の「当該印紙税納付計器の指定の申請書」及び国税庁長官が製造者に通知した「当該印紙税納付計器の指定の承認書」(行政文書)が存在する。

①の場合

印紙税法施行令7条に、印紙税納付計器の指定申請書に、申請者と製造者の住所及び氏名又は名称の両方を記載する義務があり、印紙税納付計器の指定の申請者は計器の使用を必要とする者と考えられる。

印紙税納付計器の指定申請は、一般的に製造業者が申請すると不開示決定変更の記載は、当該計器を使用者が注文により製造し、当該法人が申請書を提出することもあり得ると示唆する。

②の場合

申請者が製造者の場合、国税庁長官に「印紙税納付計器の指定の申請」をする製造者は、単に製造するのではなく、どこかに販売するための製造であり、納入先を記入している。おそらく、「その他参考となるべき事項」に特定法人名の記載がある。

国税庁の下部組織である京橋税務署は、印紙税納付計器の指定の承認を受けた製造者の住所及び氏名又は名称及び型式を収得している。

特定法人が京橋税務署に「印紙税納付計器設置・被交付文書納付印押なつ承認申請書」を提出するとき、印紙税法施行令8条により、指定計器の名称、型式、計器番号を記載しているので、製造者の住所及

び氏名又は名称が判明する。

上記により、「本件印紙税納付計器の指定の申請書及び承認書」（合
成文書）は開示可能であり、開示すべきである。

ウ 特定県知事が開示決定し、開示された特定法人の特定保険証券にあ
る日本政府の承認した「印紙税納付計器による押印」が、偽造か否か
が重大の問題である。

仮に国税庁長官に申請をしていない計器の押印であれば、偽造の日
本政府の承認した計器の押印が流通しているのであるから、法5条2
号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公に
することが必要であると認められる情報」に該当し、開示義務がある。

（2）意見書

ア 特定法人が提出した印紙税納付計器の「指定承認申請書及び承認通
知書の開示請求」を国税庁長官は、法5条2号イ、6号柱書きに該当
するため不開示決定とする（別件処分）。

公益上の理由による裁量的開示に該当すると開示を求め異議申立人
は提訴した。

すると処分庁は、1年近く経て、裁判への提出ではなく突然、行政
文書不開示決定変更通知書（原処分）を異議申立人へ送付した。

平成27年8月14日付けで、法5条2号イ及び6号柱書きに該当
することにより行政文書不開示決定（別件処分）を取り消す、そして
「印紙税法施行令第7条に基づく申請は、一般的に、国税庁長官の指
定を受けようとする印紙税納付計器の製造者が行うものであり、特定
法人の申請の有無について確認したところ、申請の事実はなく、当該
行政文書を作成・保有していないことから不開示」とし、不開示決定
の理由を変更した。

イ 「本件変更決定の妥当性について」への反論

（ア）本件行政文書不開示決定変更通知書について

行政文書の不開示決定を変更する通知書と表題が記されている。

表題どおりの意味は「行政文書の不開示決定を変更することを通
知する。」。

「行政文書の不開示決定を変更する」は「行政文書の不開示を開
示に変更する」と意味する。

処分庁は行政文書不開示決定の理由を変更するだけであって、開
示はなく不開示決定となる。

表題と同一内容の遂行は、行政文書を開示することである。

「処分庁は異議申立人が請求した（印紙税法施行令第7条の規定に
基づく計器の指定の申請書）特定法人が計器の指定の申請書を国税
庁長官に提出し、国税庁長官が特定法人にその計器を承認した通知

書」を開示すべきである。

情報システム化が浸透した現在に、国税庁は全て、税務業務に関する情報は掌握できる。補正の求めで、「一般に製造者が印紙税納付計器の指定申請書を提出」との情報を異議申立人に提供し、「当該法人が行使した印紙税納付計器の指定承認を受けた製造者名」と補正すれば、本件印紙税納付計器の申請者が判明する。

行政文書不開示決定変更通知は、行政文書開示決定の通知しかあり得ない。

表題どおりに行政文書開示処分を行わなかった処分庁の所為により原処分は無効である。

国税庁・官庁には法律に精通し、法の解釈に高度な見識で的確な判断力を持つ専門職がいると聞き及んでおり、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するという行政文書の不開示決定の理由を明記し、その約1年後に、処分庁の行政文書不開示決定の理由を変更通知書で変更するような醜態は決して起こり得ない。

処分庁は初めの開示請求時に、異議申立人に対し、「一般に製造者が印紙税納付計器の指定承認申請を行う」という情報提供を怠り、適正な開示のための補正も怠った処分庁は、本件計器の不存在が発覚することを防衛するために、処分庁は異議申立人に上記情報を提供せず、「補正の求め」も怠る。

(イ) 裁判の争点である不開示決定理由を変更した処分庁の立場の事情

本件存否情報を開示することにより、法5条2号イに規定する当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること、及び本件存否情報を開示することにより、税務行政への信頼が損なわれ、同条6号柱書きに規定する税務行政の適正な遂行に支障を来たすおそれがあるとする不開示理由を、処分庁は一転して否定する。

流通する保険証券に記された「書式表示による印紙税申告納付」は、広く国民が知るところであり、公益上の理由により、特定法人の印紙税納付計器の指定承認の有無を処分庁は開示すべき責任があることは明白である。

個人へ大手企業が販売する保険証券、交通運賃、郵便料金、様々な量販店等において印紙税納付方法を「書式表示申告において特定税務署へ印紙税納付」の記載を、国民は身近に知っているからには、処分庁は、特定法人が特定証券に押印した印紙税納付計器が国税庁長官の指定承認を受けたものであるか否かを証明する本件開示を免れるものではない。

処分庁は、情報システムによる税務業務の全体を把握することが

可能であり、特定法人が印紙税納付計器の設置承認申請事実があると仮定するならば、その計器の製造者名・指定申請者名が容易に処分庁は取得可能である。

当該法人は「印紙税書式表示による申告納付」が真実であり、偽造変造印紙税納付計器の納付印と知る処分庁は、当該法人が印紙税納付計器設置承認申請をしていない明白な事実を隠ぺいする工作が、本件不開示決定処分である。

(ウ) 京橋税務署は、特定法人の印紙税納付の方法の特定と不開示の理由、開示の理由を4度も変転させる。

①書式表示による印紙税申告納付と補正を求める。開示を前提の補正である。

②法5条2号イ及び6号柱書きに該当する理由にて不開示決定する。

③法5条2号イ及び6号柱書きに該当するという不開示決定を取り消す。

④京橋税務署は「印紙税書式表示による申告納付」を否定し、当該印紙税納付計器の設置承認申請書を開示するという。

上記の4度目の変転が、京橋税務署員により偽造された「印紙税納付計器設置承認申請書」である。

合理化された大手企業において印紙税書式表示による申告納付であり、時間を浪費する印紙税納付計器による納付はあり得ないと誰でも否定する。

26か所の保険業務代理店社員、また税務署員さえ、この印紙税納付計器の納付印の印影を見た経験がなかった。

(エ) 特定県の開示文書・特定証券偽造の証明

a 特定県教育委員長の虚偽記載文書

当該教育委員長の手紙に「平成23年度、特定県が特定小学校の特定グループ3名と特定市が特定指導員3名の保険料を負担している」と記載。

特定市の学校支援特定実績一覧において、特定指導員は0人であった。

b 平成24年3月14日午後3時半ごろ、特定小学校にて、特定個人Aは薄謝を特定指導員に支払っていると話す。

c 特定県が開示した特定グループの名簿、活動計画表、活動結果表は特定県職員により偽造されたものである。

d 「特定県特定グループの事務等の手引きと様式」に記載の隊員の交代の事務には、締切り6月30日以後増員はしないと記載。7月1日に1度、特定契約は行われ、以後、月々に発生しない。

e 「本件基本契約書」における増員時の保険契約の成立はなく、及び「本件基本契約書」における一人当たりの保険料が「本件保険料領収証」と異なる。したがって、偽造文書である。

特定法人との契約ではなく、特定県知事と特定支店長の個人契約である。

f 「本件保険料領収証」の記載事項は始期日より満期日の日付が早かったり、保険種類のチェックの欠落は度々。特定県職員の偽造保険料領収証である。

一年に一度の契約であるにもかかわらず、幾枚も「保険料領収証」があり、取扱代理店名が複数あり、「備考（保険の対象）の欄」に代理店名が記載され、「保険料領収証」の体をなさない。

g 特定証券に特定活動時の契約事項の詳細はなく、建物記載がある。特定証券ではなく変造保険証券である。

上記により特定証券は特定県の偽造であることは疑いのない事実である。

ウ 結論

法4条2項 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考になる情報を提供するように努めなければならない。

国民主権の理念にのっとり、国民である開示請求者に行政機関が保有する实在文書を的確に開示するために情報を提供し、そして「補正を求めることができる」との規定の趣旨は、開示請求する者に行政機関の長は正しい開示決定をするための請求であって、不開示を決定するための補正は否定される。不開示決定のための「補正の求め」は、法4条2項の趣旨に違反する。

したがって、行政機関の長が有印でもって「補正の求め」を開示請求者に請求し、開示請求者が行政機関の長の請求どおりの補正書を提出した場合においては、補正書に適応した開示をしなければならないという規定である。

処分庁は開示請求者に「補正の求め」でもって的確な開示を行う義務を有する。

処分庁の管理下の京橋税務署が主張を4変に転じて、「印紙税納付計器設置承認申請書」を偽造し、開示しようとした事実を知る立場の処分庁は、特定証券に使用された印紙税納付計器の納付印の印影は偽造されたもので、国税庁長官の印紙税納付計器の指定承認を受けていない計器の不正使用の事実を明らかにする義務を果たすべき責任が

ある。

最初の不開示決定から1年近く経て、本件行政文書不開示決定変更通知は、不開示決定を開示決定とする変更通知ならば容認もできるが、単に不開示の理由の変更は、自己弁護のものであり、自己責任が要求される一般社会では理由不備として、決して容認されることはない。

京橋税務署の「印紙税納付計器設置承認申請書」の公文書偽造行為を摘発する義務を有する全ての税務署の管轄者である処分庁は、特定県の保険証券偽造という犯罪を知り、また京橋税務署の「印紙税納付計器設置承認申請書」の開示文書の偽造を知る立場にある。

そして、印紙税徴収権に全責任を持つ処分庁が、印紙税に係る「本件行政文書不開示決定変更通知書」に、「当該法人が行使した印紙税納付計器の指定申請者は関知しない」と無責任な姿勢で不開示理由変更を記し、自己責任の回避を図り、その妥当性を主張することは羞恥心の欠如である。

異議申立人の請求目的を無視し、処分庁の特定県擁護と自己擁護に作成された「本件行政文書不開示決定変更通知書」が妥当と容認できるものではない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、国税庁長官（処分庁）に対して「印紙税法施行令第7条（計器の指定の申請等）特定法人が計器の指定の申請書を国税庁長官に提出し、国税庁長官が、特定法人に「その計器」を承認した通知書」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、平成26年10月21日付け課消4-28により、本件対象文書の有無を答えることにより、特定の法人が印紙税納付計器（以下「納付計器」という。）の指定の申請を行った事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになり、法5条2号イに規定する当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること及び本件存否情報を開示することにより、税務行政への信頼が損なわれ、法5条6号柱書きに規定する税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イ及び6号柱書きに規定する不開示情報を開示することとなるため、8条の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにできない旨の不開示決定（別件処分）を行った。

その後、処分庁は、平成27年8月14日付け課消4-42により、別件処分を取り消した上で、本件対象文書を作成・保有していないことを理由として本件対象文書を不開示とする変更決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めていることから、以

下、原処分 of 妥当性について検討する。

2 原処分 of 妥当性について

印紙税法施行令 7 条に基づく申請は、一般的に、国税庁長官から計器の指定を受けようとする納付計器の製造者が行うものである。本件開示請求において対象とされた特定法人は、納付計器の製造会社ではなく、現に同法人が同条に基づく納付計器指定の申請を行った事実はない。

処分庁は、かかる事情を踏まえ別件処分について改めて検討を行った結果、「印紙税法施行令 7 条に基づく申請は、一般的に、国税庁長官の指定を受けようとする印紙税納付計器の製造者が行う」ことを原処分 of 理由に付記し、明らかにすることにより、本件存否情報を開示しても特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び行政事務へ支障を及ぼすことは避けられるものと判断した。

したがって、処分庁において、別件処分を取り消した上、原処分を行ったことは妥当であると認められる。

3 結論

以上のことから、本件開示請求について、処分庁が、本件存否情報について明らかにすることはできないことを理由とした別件処分を取り消し、本件対象文書を作成・保有していないことを理由として不開示決定を行った原処分は妥当であると判断する。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------------|---------------|
| ①平成 27 年 12 月 28 日 | 諮問の受理 |
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③平成 28 年 2 月 3 日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④同年 4 月 14 日 | 審議 |
| ⑤同年 5 月 12 日 | 審議 |

第 5 審査会 of 判断 of 理由

1 本件対象文書等について

本件開示請求は、本件対象文書 of 開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えるだけで、法 5 条 2 号イ及び 6 号柱書き of 不開示情報を開示することとなるとして、法 8 条 of 規定に基づき、その存否を明らかにせず、不開示請求を拒否した別件処分を変更し、本件対象文書を不存在のため不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分 of 取消しを求め、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書 of 保有 of 有無について検討する。

2 本件対象文書 of 保有 of 有無について

(1) 本件対象文書は、国税庁長官が特定法人に対し、納付計器 of 指定をし

た通知である。

(2) 国税庁長官による納付計器の指定の手續等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 納付計器の指定を受ける場合、指定を受けようとする納付計器の製造者等（以下「申請者」という。）は、国税庁長官に対し、印紙税納付計器指定申請書（以下「指定申請書」という。）を提出するとともに、指定を受けようとする納付計器を提示する（印紙税法施行令（以下「施行令」という。）7条1項、2項）。なお、指定申請書は様式の定めがなく、任意の書式に施行令7条1項に掲げる事項が記載されていれば足りる。

指定申請書が提出された場合、その記載内容及び提示された納付計器の確認により、指定の適否を検討し、問題がなければ指定する旨の決議を行う。納付計器の確認に当たっては、計器の構造や機能等が指定申請書の記載どおりであるか、印紙税の保全上支障がないものと認められるかどうかを検討する。

納付計器の指定の決議がされた場合、当該納付計器の指定を国税庁告示（印紙税法施行令第7条第3項の規定に基づく計器）により行うとともに（施行令7条3項）、その旨を申請者に通知する（施行令7条4項）。

イ 申請者については、指定を受けようとする計器の製造者である必要はないが、納付計器は印紙税の納付印を押なつする特殊な機械であるため、一般的には納付計器の製造者が申請者となる。開示請求者（異議申立人）から開示請求があった平成26年9月時点における国税庁長官の納付計器の指定件数は33件であるが、その申請者の中に特定法人は含まれていない。

ウ 特定法人は、納付計器の製造者ではなく、主に保険業を営む法人であり、現に特定法人が納付計器の指定の申請を行った事実はないから、国税庁長官が特定法人に納付計器の指定を通知した事実はない。

(3) そこで検討すると、納付計器は、印紙税納付の特例として課税文書に印紙税額に相当する金額を表示して納付印を押すという特殊な用途に用いられるものであり、かつ、施行令7条の申請を行う際には、指定を受けようとする納付計器を国税庁長官に提示しなければならないとされていることからすれば、同条の申請は、一般に、指定を受けようとする納付計器の製造者が行うものであると考えられる。当審査会事務局職員をして特定法人のウェブサイトを確認させたところ、その事業内容には納付計器の製造・販売等は含まれておらず、そのほか、特定法人が納付計器の製造・販売等を行っていることをうかがわせるような記述もなかった。

また、諮問庁から、過去に国税庁長官が指定した納付計器を列記した国税庁告示（印紙税法施行令第7条第3項の規定に基づく計器（昭和42年8月23日国税庁告示第10号等））の提出を受け、当審査会において確認したところ、特定法人が申請し、納付計器の指定を受けたことをうかがわせるものはなかった。

そうすると、納付計器の指定の申請は、一般的に納付計器の製造者が行うものであり、納付計器の製造者ではない特定法人が当該申請を行った事実も国税庁長官が特定法人に納付計器の指定を通知した事実もないとする上記（2）イ及びウの諮問庁の説明が不自然、不合理とはいえないから、国税庁において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、国税庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子